

## 7章 リスクマネジメント

一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業で参加者の幅広い健康状態、多様な実施方式が考えられる中、事業の実施中に起こりえる緊急事態に速やかに対応できるよう安全管理体制の確立は不可欠である。

- 1 緊急時マニュアルの作成（緊急時を程度別に分けて役割分担や連絡方法等記載する）。
- 2 緊急時対応の医療従事者の設定。
- 3 救急カーットの整備。
- 4 緊急時の医師や看護師との連絡の方法。
- 5 スタッフへの救急時の対応の実技講習（心肺蘇生等）。
- 6 インシデント、事故等のトラブル発生時のリスクマネジメントの体制（対応マニュアル、報告の方法、管理者など、情報収集を一元化して小さな問題も拾い上げるのが重要）。
- 7 損害賠償への対応。

### （1）緊急時マニュアルの作成

（緊急時を程度別に分けて役割分担や連絡方法等記載する）

- ・従事者の構成により適宜分担を決める。決定した内容についてはマニュアルに記載しておくとい良いでしょう。（直接対応、連絡対応、参加者対応等）
- ・施設内での「AED」「緊急連絡通報場所」「救急カーット」等の確認およびマニュアルへの記載を行います。

### （2）緊急時対応の医療従事者の設置

- ・プログラム（サービス）実施者の構成の中に医療従事者（医師・歯科医・看護職員等）が含まれる場合、その医療従事者を緊急時対応責任者とします。

### （3）救急カーットの整備

- ・救急カーットを整備し、その設置場所については緊急時マニュアルに記載します。

### （4）緊急時の医師や看護師との連絡の方法

- ・緊急時マニュアルに対応医師、看護師との連絡方法について記載します。

- ・プログラム（サービス）参加者の緊急連絡先についても把握しマニュアル等に記載します。

(5) スタッフへの救急時の対応の実技講習（心肺蘇生等）

- ・プログラム（サービス）実施前に、AED の使用を含めた心肺蘇生実習を実施します。心肺蘇生法については、緊急時マニュアルに添付しておくとい良いでしょう。

(6) インシデント、事故等のトラブル発生時のリスクマネジメントの体制

- ・リスクマネジメントマニュアルの作成。
- ・インシデント、アクシデント報告書作成。
- ・報告および検討会の実施。現場へのフィードバック。

(7) 安全管理委員会を開催し、下記の事項を定期的に確認する

- ・事業対象者から除外すべき要件。
- ・プログラムを行う際の留意点の遵守。
- ・緊急時マニュアルの内容の確認及び更新。

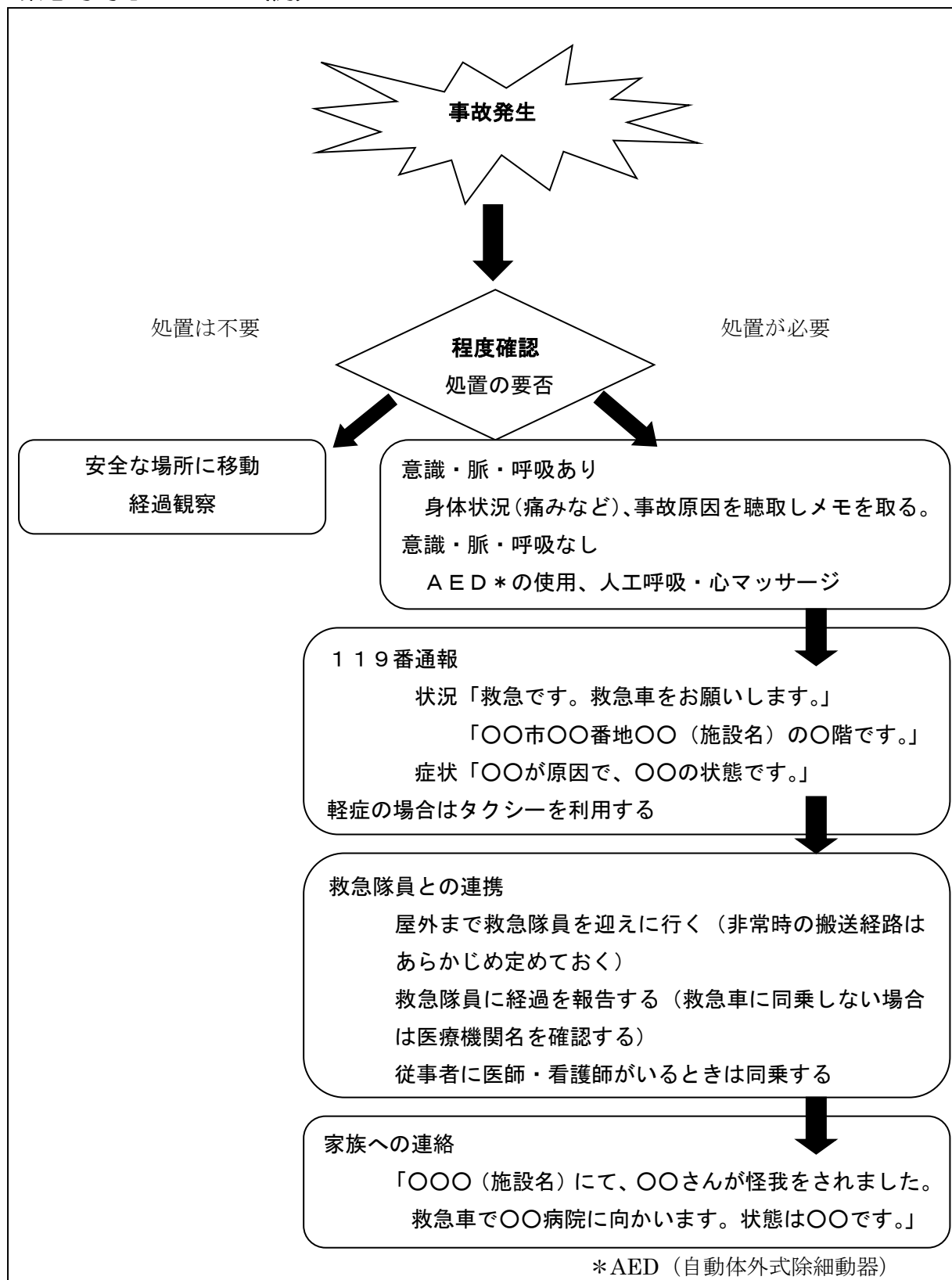
(8) 損害賠償への対応

- ・プログラム（サービス）参加者、従事者にそれぞれの実施状況に応じた傷害保険への加入が望ましいでしょう。

○リスクマネジメントのさ・し・す・せ・そ

「さ」・・・最悪の事態を想定して	「せ」・・・誠意をもって
「し」・・・初期動作を	「そ」・・・組織的に
「す」・・・すばやく	

## 緊急時対応のフロー（例）



厚生労働省「運動器の機能向上マニュアル」より

## 救命の連鎖（Chain of Survival）

大切な命を救うために必要な行動を、迅速に途切れることなく行うことの重要性を表しています。

心臓停止後3分以内に救命処置を行わなければ、50%の者が死亡するといわれ、救命のためには、救急車到着までの間、現場でのいち早い応急手当の実施が不可欠です。

従事者は、以下の救命の連鎖をよく理解し精通していることが必要です。

- 早い通報 → 落ち着いて、119番に通報する
- 早い応急手当 → 救急車の到着前に心肺蘇生法などの応急手当を行う
- 早い救急処置 → AEDなどを行う
- 早い医療処置 → 医療機関における医療処置

また、緊急時の協力病院をあらかじめ決めておいて、緊急時連絡網を図式化し、従事者が必要時にすぐ見るようにしておくことが大切です。

## AED（自動体外式除細動器）の設置

プログラムを実施する施設においては、AED（自動体外式除細動器）を設置することが望ましいです。AEDの所在場所を標識等に明示し、担当する職員すべてが、必要な時に正しく積極的に救命活動ができるように救急法およびAED使用法の講習を実施することが大切です。

## その他

### ●当事者以外への対応

有事の際は当事者以外も不安、パニックに陥りがちです。そのため従事者は、当事者のみならず参加者全員の様子を把握しておくことが大切です。また、あわただしい雰囲気にならないよう配慮が必要です。

### ●利用者の緊急連絡方法の確認

参加者の氏名、年齢、連絡先等のファイルが速やかに確認できるように用意しておきます。

## < 参考 >

- 施設内事故・事件対応マニュアル：

岐阜県健康福祉部 社会福祉施設内における事故・事件対応マニュアルより抜粋